

(案)

別紙5

令和2年度

宇都宮市一般廃棄物処理実施計画

宇都宮市環境部

宇都宮市上下水道局

－ 目 次 －

はじめに

1	一般廃棄物処理実施計画について	1
第1章 ごみ処理実施計画		2
1	基本指標の目標値	2
2	排出状況等	3
3	施策事業の取組	5
	<<基本方針1>>ごみの発生抑制の促進	
	【基本施策1-1】発生抑制の促進	
	【基本施策1-2】再使用の推進	
	【基本施策1-3】普及啓発の実施	
	<<基本方針2>>適正な資源循環利用の推進	
	【基本施策2-1】分別の徹底	
	【基本施策2-2】資源循環利用の推進	
	【基本施策2-3】市民・事業者主体による資源化の推進	
	<<基本方針3>>適正な処理・処分体制の整備	
	【基本施策3-1】収集運搬体制の整備推進	
	【基本施策3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進	
	【基本施策3-3】適正処理の推進	
4	収集運搬・中間処理・最終処分体制	14
第2章 生活排水処理実施計画		22
1	基本指標の目標値	22
2	整備状況等	22
3	施策事業の取組	23
	<<基本方針1>>生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	
	【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進	
	【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進	
	【基本施策1-3】生活排水処理施設の適正管理	
	<<基本方針2>>し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	
	【基本施策2-1】持続的に安定した収集運搬の実施	
	【基本施策2-2】効果的・効率的な中間処理の継続	
	【基本施策2-3】安定した最終処分の推進	
4	収集運搬・中間処理・最終処分体制	28

はじめに

## 1 一般廃棄物処理実施計画について

一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

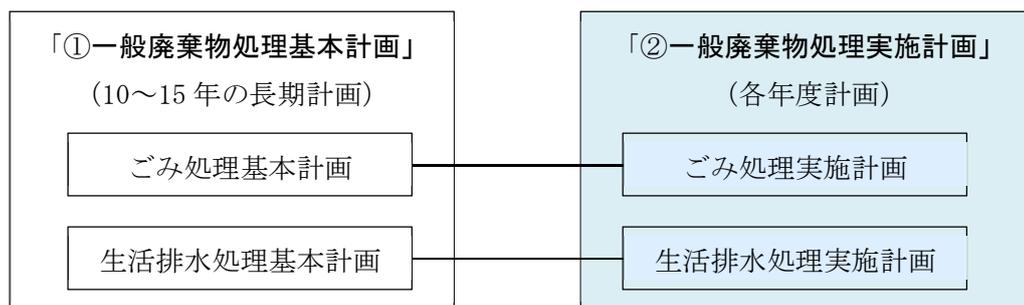
- 根拠法令 ○廃棄物処理法第6条第1項  
○廃棄物処理法施行規則第1条の3

### 参考：一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理**基本**計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理**実施**計画）

から構成される。



※「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」については、平成28年度から令和12年度までの15か年の計画として、平成28年3月に策定済み

- ・本計画は、第6次宇都宮市総合計画の分野別計画に位置付けた「基本施策19 環境への負荷を低減する」及び「基本施策23 質の高い上下水道サービスを提供する」を実現するための計画となります。
- ・本計画に掲げた取組を着実に推進することで、以下のSDGsの目標の達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。

#### 【本計画と関係が深いSDGsの目標】

- 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任 つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさも守ろう

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第1章 ごみ処理実施計画

### 1 基本指標の目標値

ごみ処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

<b>【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）</b>	
現状（平成26年度）：552 g/人・日	⇒ 目標値（令和2年度）：530 g/人・日
<b>【基本指標2】 事業系ごみ排出量</b>	
現状（平成26年度）：46,071 t/年	⇒ 目標値（令和2年度）：43,300 t/年
<b>【基本指標3】 最終処分量（埋立量）</b>	
現状（平成26年度）：20,445 t/年	⇒ 目標値（令和2年度）：17,200 t/年
<b>【参考指標】 リサイクル率</b>	
現状（平成26年度）：18.2%	⇒ 目標値（令和2年度）：22.9%

【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g/人・日）

	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 目標値
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源物以外)	552	556	552	552	557	563	530

【基本指標2】 事業系ごみ排出量（t/年）

	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 目標値
事業系ごみ排出量	46,071	44,552	44,506	44,252	43,766	44,606	43,300

【基本指標3】 最終処分量（埋立量）（t/年）

	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 目標値
最終処分量 (埋立量)	20,445	20,504	21,013	19,899	20,642	22,103	17,200

【参考指標】 リサイクル率（%）

	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 目標値
リサイクル率	18.2	17.9	17.3	16.5	15.4	14.9	22.9

## 2 排出状況等

### (1) 排出量

区分ごとのごみ排出量は、下表のとおりとする。

#### ア ごみと資源物

(単位：t/年)

区 分		平成30年度 排出量(実績)	令和元年度 排出量(見込) <sup>※1</sup>	令和2年度 計画値 <sup>※2</sup>	
家 庭 系	資源物以外	焼却ごみ	101,380	102,164	95,686
		不燃・危険ごみ	2,983	3,013	3,106
		粗大ごみ	1,322	1,470	943
		小計	105,685	106,647	99,735
	資源物	ペットボトル	1,927	1,823	1,843
		びん・缶類	5,998	6,261	6,617
		プラ・白色トレイ	3,319	3,288	3,662
		紙布類	9,374	9,702	13,789
		小計	20,619	21,074	25,911
	家庭系計		126,303	127,721	125,646
事 業 系	資源物以外	焼却ごみ	42,573	43,236	41,665
		不燃・危険ごみ	177	247	127
		粗大ごみ	153	240	176
		小計	42,903	43,723	41,968
	資源物	ペットボトル	29	17	19
		びん・缶類	622	629	899
		プラ・白色トレイ	13	9	37
		紙布類	200	228	364
		小計	864	883	1,320
	事業系計		43,767	44,606	43,288
家 庭 系 + 事 業 系	資源物以外	焼却ごみ	143,953	145,400	137,350
		不燃・危険ごみ	3,159	3,260	3,233
		粗大ごみ	1,475	1,710	1,119
		小計	148,587	150,370	141,703
	資源物	ペットボトル	1,957	1,840	1,863
		びん・缶類	6,620	6,890	7,516
		プラ・白色トレイ	3,331	3,297	3,699
		紙布類	9,574	9,930	14,153
		小計	21,483	21,957	27,231
	家庭系+事業系計		170,070	172,327	168,934
集 団 回 収		7,837	7,154	10,557	
廃 食 用 油		33	39	39	
イ ン ク カ ー ト リ ッ ジ		1	1	1	
使 用 済 小 型 家 電		202	48	58	
剪 定 枝		341	401	1,014	
総 排 出 量		178,484	179,970	180,602	

※1 令和元年度は、12月までの実績に基づく推計値。

※2 令和2年度は、「一般廃棄物処理基本計画」における計画値。

※ 小数点以下は四捨五入による端数処理。

イ その他の一般廃棄物

区 分	平成30年度 排出量(実績)	令和元年度 排出量(見込) <sup>※1</sup>	令和2年度 計画値 <sup>※2</sup>
胞 衣 汚 物	1,937/年	1,750kg/年	2,050kg/年
動 物 の 死 体	3,824体/年	3,996体/年	3,910体/年

※1 令和元年度は、12月までの実績に基づく推計値。

※2 実績に基づく推計値。

(2) 資源化量

区分ごとの資源化量は、下表のとおりとする。

(単位：t/年)

区 分	平成30年度 排出量(実績)	令和元年度 排出量(見込) <sup>※1</sup>	令和2年度 計画値 <sup>※2</sup>
リサイクルプラザ	5,823	6,199	6,658
ペットボトル	1,161	1,274	1,285
金属類(破碎・プレス)	3,430	3,720	3,715
ガラス類(カレット)等	1,232	1,205	1,657
エコプラセンター下荒針	2,573	2,246	3,186
プラスチック製容器包装	2,569	2,242	3,177
白色トレイ	4	4	9
(株)エスケシー	9,492	9,530	14,065
紙布類	9,492	9,530	14,065
焼却処理後	1,146	1,200	5,845
焼鉄 <sup>※3</sup>	148	194	155
熔融メタル <sup>※4</sup>	80	90	201
エコスラグ <sup>※5</sup>	918	916	5,490
集 団 回 収	7,837	7,154	10,557
廃 食 用 油	33	39	39
インクカートリッジ	1	1	1
小型家電製品	202	48	58
剪定枝	341	401	1,014
合 計	27,448	26,818	41,423

※1 令和元年度は、12月までの実績に基づく推計値。

※2 令和2年度は、「一般廃棄物処理基本計画」における計画値。

※3 焼鉄とは、焼却ごみに混ざって回収された缶類などの金属をいう。

※4 熔融メタルとは、焼却灰を熔融処理した際に発生する鉄や銅を主成分とした金属をいう。

※5 エコスラグとは、熔融スラグのうち資源化したものをいう。

※ 資源物排出量と資源化量の差は、資源化不適物の混入によるもの。

※ 小数点以下は四捨五入による端数処理。

### 3 施策事業の取組

#### (1) ≪基本方針1≫ ごみの発生抑制の促進

##### ア 【基本施策1-1】 発生抑制の促進

##### ○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
ごみ総排出量	(t)	184,252	182,672	180,118	178,962	178,484	179,970	180,602

※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量

##### ○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
1 生ごみの水切り励行 【継続】	<b>【取組方針】</b> ◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。 <b>【取組内容】</b> ・自治会等における分別講習会や各種イベントなど、様々な機会を活用した周知啓発の継続
2 もったいないレジ袋削減推進 【継続】	<b>【取組方針】</b> ◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。 <b>【取組内容】</b> ・自治会等における分別講習会や各種イベント、エコショップ等認定制度など、様々な機会を活用したマイバッグ利用促進に係る周知啓発の継続
3 家庭ごみ有料化の調査・研究 【継続】	<b>【取組方針】</b> ◆ごみの減量化・資源化の推進や公平性確保などの観点を踏まえた検討を行う。 <b>【取組内容】</b> ・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続
4 もったいない生ごみ減量化推進 【拡充・重点】	<b>【取組方針】</b> ◆「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、周知啓発の強化や各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 <b>【取組内容】</b> ・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページや自治会回覧、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを活用した食品ロス削減に係る周知啓発の継続 ・「もったいない残しま10!運動」協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り等の推進 ・市イベントにおける「フードドライブ」の継続 ・国において策定予定の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえた取組の検討
5 簡易包装の推進 【新規】	<b>【取組方針】</b> ◆過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。 <b>【取組内容】</b> ・各種媒体や様々な機会を活用した、簡易包装の推進に係る事業者や市民への周知啓発の継続及び取組促進への働きかけの強化 ・簡易包装の推進に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の継続

イ 【基本施策1-2】再使用の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
布類の 分別協力率	(%)	16.7	16.0	20.5	42.8	43.1	50.1	20.0

※布類分別協力率＝

(布類の直接資源化量＋集団回収量) ÷ (家庭系の焼却ごみ量×布類の組成割合＋集団回収量＋布類の直接資源化量)

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
6 リユース品の利用 促進 【新規・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットの配布場所・機会の拡大や、ホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供</li> <li>・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進</li> </ul>
7 衣類再利用の推進 【新規】	<p>【取組方針】</p> <p>◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品として回収の仕組みづくりに向けた調査・研究</li> </ul>
8 粗大ごみの 再生品販売 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆再利用が可能な粗大ごみの再使用を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、再使用の推進に向けた効果的な周知啓発の実施</li> </ul>

ウ 【基本施策1-3】普及啓発の実施

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
多量排出事業所に対する指導割合	(%)	50.0	38.9	39.5	35.0	37.4	28.3	25.0

※多量排出事業所に対する指導割合＝不適正処理に対する再訪問指導等を行った事業所数÷多量排出事業所の総数

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
9 もったいない運動との連携推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆3R活動の実践に向けた講座等を通じて、「もったいない」のこころを醸成する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もったいない運動と連携した3Rに係る環境出前講座や、各種イベント等における周知啓発の継続</li> </ul>
10 環境教育支援の推進 【継続・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、環境教育の支援を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布</li> <li>・ライフステージや受講者の学びたい内容に応じた環境出前講座の開催</li> </ul>
11 エコショップ等の普及促進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆認定店と連携し、事業系ごみの減量化や、市民・事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R活動に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の周知</li> <li>・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進</li> <li>・市ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介</li> </ul>
12 事業系ごみの適正処理の徹底 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆事業系ごみの処理に係る指導や調査を実施し、適正処理の徹底を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所に対する減量等計画書の提出及び適正処理に向けた分別指導</li> <li>・中小規模事業所の対象及び指導方法の見直しによる戸別訪問指導の実施</li> <li>・展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導</li> <li>・廃棄物管理責任者研修会や産業廃棄物多量排出者等向け講習会等による事業系ごみの適正処理に係る周知啓発</li> </ul>

(2) ≪基本方針2≫適正な資源循環利用の推進

ア 【基本施策2-1】分別の徹底

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合	(%)	30.9	30.9	17.9	22.4	20.6	20.6	29.9

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
13 分別強化推進 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆資源物の焼却ごみへの混入を防ぐため、様々な機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等における分別講習会や各種イベント、地区市民センターなど、様々な機会や場を活用した周知啓発の実施による、5種13分別の徹底強化</li> <li>分別に関する情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対する周知啓発の強化</li> </ul>
14 拠点回収事業の推進 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の実施</li> <li>清掃センターにおける剪定枝の通年受入の継続実施と、回収拠点の拡充</li> <li>回収量の拡大に向けた効果的な周知啓発の実施</li> </ul>
15 リサイクル推進員 活動支援の推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援</li> <li>研修会資料の見直しなどによる研修会の充実</li> </ul>

イ 【基本施策２－２】資源循環利用の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
廃棄物系バイオ マスの資源化量	(t)	113	123	176	358	374	440	1,500

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
16 家庭系生ごみの 資源化推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化・資源化を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理機設置費補助の活用促進に向けた周知啓発の実施</li> </ul>
17 廃食用油の 資源化推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆廃食用油を拠点回収し、資源化事業者への売払いによる資源化を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進</li> <li>・更なる拠点回収量増加に向けた事業の周知啓発の継続</li> <li>・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による、効率的な回収・売払の実施</li> </ul>
18 剪定枝の資源化推 進 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場における剪定枝の通年受入による資源化の継続実施と、回収拠点の拡充</li> <li>・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進</li> <li>・資源化量の拡大に向けた効果的・効率的な周知啓発の実施と、多様な回収方法について調査・研究を実施</li> </ul>
19 使用済小型家電の 資源化推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆レアメタルなどの有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設における使用済小型家電の拠点回収の推進</li> <li>・レアメタル等の有用金属に対する、更なる市民のリサイクルの意識醸成に向けた事業の周知啓発と資源化事業者等との連携による、円滑で効果的・効率的な資源化の推進</li> </ul>
20 インクカートリッ ジの資源化推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収について、様々な機会を活用した周知啓発の実施</li> </ul>

<p>21 市有施設における資源化推進 【拡充】</p>	<p>【取組方針】 ◆清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）</li> <li>・市有地から発生する剪定枝の資源化の継続</li> <li>・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートへの調査研究</li> <li>・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究</li> </ul>
<p>22 新たな資源循環利用の推進 【新規・重点】</p>	<p>【取組方針】 ◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施</li> <li>・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究</li> <li>・本市のごみの排出実態や地域特性を踏まえた新たな資源化施策の検討</li> </ul>

ウ 【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
多量排出事業所における新たな資源化量	(t)	—	0	0	0	0	0	500

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
<p>23 資源物集団回収の推進 【継続】</p>	<p>【取組方針】 ◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体に対する報償金の交付</li> <li>・事業の活性化に向けた効果的・効率的な集団回収の仕組みの調査研究</li> </ul>
<p>24 事業系ごみの資源化の推進 【継続】</p>	<p>【取組方針】 ◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底</li> <li>・事業者の主体的な資源化の取組を促進するための費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討</li> <li>・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等に照らした安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究</li> </ul>

(3) ≪基本方針3≫適正な処理・処分体制の整備

ア 【基本施策3-1】収集運搬体制の整備推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
苦情等対応件数	(件)	756	827	603	653	718	780	680

※市民からの苦情等に対し、市で対応した件数

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
25 ごみステーションの維持管理への支援 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導の継続</li> <li>・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS（地理情報システム）を活用して実施</li> <li>・GISを利用したごみステーション情報の管理</li> </ul>
26 適正な収集運搬体制の維持 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続</li> <li>・新受託事業者による安全・確実な収集運搬体制を確保</li> </ul>
27 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 【新規・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆今後の社会環境の変化に応じた効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふれあい収集事業」の適切な実施</li> <li>・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討</li> </ul>

イ 【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

○ 取組指標

	R1 年度 見 込	目 標
中間処理施設の整備	計画どおり	令和2年度 供用開始予定
最終処分場の整備	計画どおり	令和2年度 供用開始予定

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
28 中間処理施設の整備 【継続・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進める。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設供用開始に向けた試運転（焼却状況確認）の終了後、6月頃供用開始予定</li> </ul>
29 中間処理施設の維持管理 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）</li> <li>新施設の円滑な稼働</li> </ul>
30 最終処分場の整備 【継続・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めていく。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エコパーク板戸の埋立終了後、12月頃供用開始予定</li> </ul>
31 最終処分場の維持管理 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（エコパーク板戸に係る運転業務委託、環境影響調査業務委託など）</li> <li>エコパーク板戸と新施設の円滑な切替</li> </ul>

ウ 【基本施策3-3】適正処理の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
不法投棄発生件数	(件)	420	366	323	318	349	296	250

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
32 きれいなまちづくりの推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導</li> <li>・美化推進重点地区における警察及び商業施設・地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導</li> <li>・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、自治会回覧や広報紙、情報技術媒体（アプリ）、ホームページ等を活用した条例の周知啓発</li> <li>・美化推進重点地区における民間企業（飲食物自動販売機設置業者）との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発</li> <li>・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導</li> </ul>
33 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発</li> <li>・監視パトロールによる巡回監視及び監視カメラによる定点監視</li> <li>・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援</li> </ul>
34 災害廃棄物への対応 【新規・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応の知見、経験を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備</li> <li>・修正した「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施による職員の対応力の更なる向上</li> </ul>

## 4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

### (1) 収集運搬体制

#### ア 収集運搬等

##### (7) 家庭系ごみ

家庭ごみの収集運搬については、5種13分別により次の体制で行う。なお、多量のごみが発生した場合については、排出者責任により自己搬入とする。

##### ① 焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物（びん缶類・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック製容器包装）

市域を10地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により定期的に収集する。

##### ② 粗大ごみ

民間業者に委託し、随時、戸別方式(電話受付)により収集する。

##### ③ 資源物（紙類・紙パック・布類）

市域を2地区に分割して民間業者に委託し、ステーション方式により、定期的に収集する。

##### ④ 資源物（廃食用油）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式により、定期的に収集する。

##### ⑤ 資源物（インクカートリッジ）

拠点回収方式により収集する。

##### ⑥ 資源物（小型家電製品）

障がい者福祉団体に委託し、拠点回収方式等により、定期的に収集する。

##### ⑦ 資源物（剪定枝）

拠点回収方式により収集する。

##### ⑧ 動物死体

民間業者に委託し、随時、個別方式(電話受付)により収集する。

##### (1) 事業系ごみ

排出者責任による自己搬入，又は許可業者による収集運搬とする。

・収集運搬業者許可業者数178者（令和元年12月末日現在）

#### イ ごみステーション

ごみステーションは、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うために設置しており、利用する住民が共同して清潔かつ適正に管理し、市は自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適正な維持管理が行われるよう支援する。

ごみステーション設置数16,749ヶ所（令和元年12月末日現在）

#### ウ ふれあい収集事業

ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によるごみ収集を実施する。

収集対象世帯数370世帯（令和元年12月末日現在）

#### エ その他

新たな資源化の推進に向けた収集運搬体制を検討する。

オ ごみの適正排出の徹底

区 分		排 出 方 法	
共 通 事 項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみステーションを利用する場合は、以下に示すごみ種別ごとに分別し、決められた曜日に、午前7時又は8時30分（一部地区を除く。）までに排出する。</li> <li>・排出者及び許可業者が、市の処理施設に搬入する場合は、以下に示すごみ種別ごとの排出方法に準じて搬入する。</li> <li>・「焼却ごみ」、「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「布類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチック製容器包装」は、透明又は半透明のポリ袋に入れる。</li> </ul>	
5 種 13 分 別	焼却ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは、よく水を切る。</li> <li>・紙おむつの汚物は取り除く。</li> </ul>	
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身が入っている塗料缶などは、空にする。</li> <li>・傘などの棒状のもの（1mまで）はひもで束ねる。</li> <li>・電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。</li> </ul>	
	危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯や電球は割れないようにする。</li> <li>・ライターやスプレー缶は、ガスがなくなるまで使い切る。またスプレー缶は、穴をあける。</li> <li>・刃物類の刃の部分は、紙やぼろ布で包む。</li> </ul>	
	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車等で、直接工場に搬入する。</li> <li>・戸別有料収集（1点840円、1回5点まで）は、粗大ごみ受付センターに事前予約し、指定された収集日の午前8時30分までに指定場所に置く。</li> </ul>	
	資 源 物	新聞（チラシを含む）	・ひもで十文字にしぼる。
		ダンボール	・粘着テープなどの異物を取り除き、たたんで一枚でもひもで十文字にしぼる。
		雑誌	・ひもで十文字にしぼる。
		その他の紙	・異物を取り除き、紙袋に入れてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
		紙パック	・水洗いし、切り開き、乾燥させてから、ひもで十文字にしぼるか、透明又は半透明のポリ袋に入れる。
		布類	・洗って、乾燥させる。 ・雨の日は排出しない。
		びん・缶類	・キャップを取り除き、水洗いする（割れたびんも可）。
		ペットボトル	・キャップ、ラベルをはずし、水洗いする。 （キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装）
		白色トレイ	・水洗いし、乾燥させる。
拠 点 回 収 方 式	資 源 物	廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の回収ボックスに入れる。</li> <li>・使用済油は軽くこしてから、ペットボトルなどキャップのある容器に入れる。</li> <li>・未開封の油は、そのまま封を開けない。</li> </ul>
		インクカートリッジ	・所定の回収ボックスに入れる。
		使用済小型家電 （携帯電話等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の回収ボックスに入れる。 （幅50cm×高さ15cm×奥行30cm未満）</li> <li>・個人情報を含むデータは、削除する。</li> <li>・電池・電球等は取り外して危険ごみに出す。</li> </ul>
		剪定枝	・太さ10cm、長さ2.5m以内
動 物 の 死 体		・丈夫な袋又はダンボール箱に入れる。	

## カ 収集しないごみと処理方法

区 分	例 示	処 理 方 法
家電リサイクル法 対象製品	テレビ, エアコン, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき, 製造業者等が引き取る。
指定再資源化製品	ニッカド電池, ボタン電池	資源有効利用促進法に基づき, 製造業者等が引き取る。
粉塵爆発のおそれがあるもの	大量の粉状のもの(小麦粉など)	処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
感染性のあるもの	注射針, 血液が付着したガーゼ等(家庭から排出される医療行為に伴う廃棄物で感染のおそれがあるもの)	感染性廃棄物処理マニュアルに従い, 医療機関等を通じて専門処理業者へ依頼する。
有害性のあるもの	農薬, 薬品類	販売店による引き取り, 処理可能な許可業者へ委託するなど, 適正に処理する。
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ, バッテリー, 消火器, 火薬	
引火性のあるもの	溶剤, 塗料, ガソリンや灯油等の揮発性の液体	
悪臭を発するもの	汚物, 汚泥	
上記のほか, 市が処理を行うことが困難であるもの, 又は処理施設の機能に支障を生じるもの	自動車用タイヤ, スプリング入りマットレス・ソファー, ピアノ, 畳, 建築廃材, 組立式物置, 流し台, 洗面台, ボイラー, 浴槽, 温水器, 浄化槽, 便器, ドラム缶, コンクリート破片, 自動車(部品を含む。), オートバイ(部品を含む。), 消火器, 耐火金庫等	

## キ 資源物持ち去りの防止対策

次の取組により, 資源物持ち去りの防止に努める。

- ・監視パトロールの実施
- ・常習者に対する警告, 禁止命令, 告発

(2) 中間処理体制

ア 焼却処理

(7) 焼却施設の概要

名 称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
所 在 地	下田原町3435番地	茂原町777番地1
焼 却 炉 の 種 類	全連続燃焼式	全連続燃焼式
処 理 能 力	95t×2 炉=190 t/日	130t×3 炉=390 t/日

※南清掃センターは、令和元年度をもって焼却炉の稼働を休止予定 ←予定でいいの??

(4) 焼却処理量 (令和2年度計画値)

(単位：t/年)

区 分	処理量			
	宇都宮市	上三川町 <sup>※1</sup> 旧石橋町区域	選別可燃残渣	合計
焼 却 ご み 等	137,400	12,600	2,800	152,800
焼 却 減 容 量	/			137,470
焼 却 残 渣 量				9,400
溶 融 ス ラ グ 量 <sup>※2</sup>				5,550
資 源 物				380

※1 上三川町、旧石橋町区域の焼却ごみはクリーンパーク茂原において処理

※2 溶融スラグの量には、エコスラグとして資源化するものを含む。

イ 中間処理体制

区 分		処 理 方 法	処理主体	上三川町 旧石橋町区域	
焼 却 ご み		安定化，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○	
不 燃 ご み		破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○	
危 険 ご み	蛍 光 灯	切断等	直 営	○	
	そ の 他	資源化のため金属類の選別	直 営	○	
粗 大 ご み	可 燃 性	破碎後，減容化及び熱回収のため焼却	直 営	○	
	不 燃 性	破碎後，資源化のため金属類の選別	直 営	○	
資 源 物	紙 布 類	資源化のため選別，圧縮，梱包	委 託	×	
	紙 パ ッ ク		直 営	○	
	び ん ・ 缶 類			○	
	ペ ッ ト ボ ト ル			○	
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 ・ 白 色 ト レ イ		(上三川町のみ)		
	廃 食 用 油		資源化のため選別，ろ過	民 間	×
	使 用 済 小 型 家 電		破碎後，資源化のため金属類の選別	民 間	○
剪 定 枝	資源化のため破碎	委 託	○		
胞 衣 汚 物		斎場において焼却	直 営	×	
動 物 の 死 体		焼却	委 託	×	

ウ 資源物（びん缶類・ペットボトル）・不燃ごみ等の処理

(7) 資源化施設の概要

名 称	リサイクルプラザ
事 業 主 体	宇都宮市
所 在 地	宇都宮市茂原町777番地1
仕 様	選別方法：機械選別＋手選別
処 理 能 力	135 t / 5 h

## (イ) 資源化処理量 (令和2年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町 旧石橋町区域*	合 計
資源物(びん・缶類)	7,500	600	8,100
資源物(ペットボトル)	1,900	200	2,100
不燃ごみ・危険ごみ	3,200	300	3,500
不燃性粗大ごみ	1,100	100	1,200
合 計	13,700	1,200	14,900
資 源 化 量			7,100
委 託 処 理 等 量			160
焼却施設への搬出量			2,230
不 燃 残 渣 量			5,410

※ 旧石橋町区域については、家庭系ごみの直接搬入のみ

## エ 資源物(白色トレイ・プラスチック製容器包装)の処理

## (ア) 資源化施設の概要

名 称	エコプラセンター下荒針
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市下荒針町2678番地176
仕 様	破袋, 選別, 圧縮梱包
処理能力	36t/6h

## (イ) 資源化処理量 (令和2年度計画値)

(単位: t/年)

区 分	処 理 量		
	宇都宮市	上三川町	合 計
白 色 ト レ イ	7	1	8
プラスチック製容器包装	3,663	219	3,882
合 計	3,670	220	3,890
資 源 化 量			3,350
焼却施設への搬出量			540

## オ 資源物(廃食用油)の処理

## (ア) 資源化施設の概要

名 称	廃食用油資源化施設
事業主体	宇都宮市
所在地	宇都宮市屋板町330番地
仕 様	選別, ろ過
処理能力	100リットル/7h

## (イ) 資源化処理量

廃食用油の回収量の令和2年度見込は、38,084ℓ/年である。

(内訳) 民間事業者へ売払い 38,084ℓ/年

カ 資源物（紙布類・紙パック）の処理

(7) 資源化処理の方法

民間事業者を選別，梱包を委託し，資源化を図る。

(1) 資源化処理量

処理量の令和2年度見込は13,770 t/年である。

キ 資源物（剪定枝）の処理

(7) 資源化処理の方法

民間事業者に破碎を委託し，資源化を図る。

(1) 資源化処理量

処理量の令和2年度見込は436 t/年である。

ク 資源物（小型家電）の処理

(7) 資源化処理の方法

民間事業者に売払い，資源化を図る。

(1) 資源化処理量

処理量の令和2年度見込は48 t/年である。

(3) ごみの持ち込み先

分別種類	家庭系ごみ						事業系ごみ		
	ごみ			資源物			粗大 ごみ（焼却・危険・不燃）	布類 紙類（紙パックも含む）	白色トレイ プラスチック製容器包装
	焼却ごみ	危険・不燃ごみ	粗大ごみ	びん・缶類 ペットボトル	白色トレイ プラスチック製容器包装	布類 紙類（紙パックも含む）			
持ち込み施設									
① クリーンパーク茂原	○	○	▲	○	▲	×	▲	×	×
② クリーンセンター下田原	○	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	×
③ (株)エスケーシー	×	×	×	×	×	○	×	○	×
④ エコプラセンター下荒針	×	×	×	×	○	×	×	×	○

【凡例】 ○：持ち込み可能

▲：持ち込み可能（数量，種類に制限あり）

×：持ち込み不可

(4) 最終処分体制

ア 最終処分量 (令和2年度計画値)

(t/年)

区 分	処 分 量
焼 却 残 渣	9, 370
不 燃 残 渣	5, 240
そ の 他	560
合 計	15, 170

※ 上三川町, 旧石橋町区域を含む。

イ 最終処分場の概要

名 称	エコパーク板戸	エコパーク下横倉
所 在 地	宇都宮市板戸町3625番地1	宇都宮市下横倉532番地
埋 立 面 積	約33,000m <sup>2</sup>	約26,000m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	約355,000m <sup>3</sup>	約290,000m <sup>3</sup>
計 画 期 間	平成16年度～令和2年度	令和2年度～令和17年度

(5) 不法投棄ごみの処理

ア 処理の方法

・公共用地等において, 不法投棄物を調査し, 投棄者が特定できない場合には, 市が回収し処分する。

イ 処理量

処理量の令和2年度見込は, 約90t/年である。

## 第2章 生活排水処理実施計画

### 1 基本指標の目標値

生活処理基本計画では、各施策事業の取組効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を下記のとおり設定している。

#### 【基本指標1】生活排水処理人口普及率

現状(平成26年度)：96.9% ⇒ 目標値(令和2年度)：98.8%

#### 【基本指標2】生活排水処理率

現状(平成26年度)：94.2% ⇒ 目標値(令和2年度)：95.3%

### 2 整備状況等

令和元年度の見込値は、4月から12月末までの実績に基づき推計した値である。

#### (1) 生活排水処理施設の整備状況等

生活排水処理施設については、下表のとおりとする。

#### 【基本指標1】生活排水処理人口普及率

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (見込)	R2年度 (目標値)
生活排水処理人口 普及率(%) <sup>※1</sup>	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8

※1 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

#### 【基本指標2】生活排水処理率

	H26年度 (基準値)	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R1年度 (見込)	R2年度 (目標値)
生活排水処理率 (%) <sup>※2</sup>	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3

※2 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

### 3 施策事業の取組

(1) ≪基本方針1≫生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

ア 【基本施策1-1】生活排水処理施設の整備推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
生活排水処理 人口普及率	(%)	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
1 公共下水道の整備推進 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆公共下水道事業計画区域における令和7年度の管きょ整備率100パーセントを目指す取組を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業地区・上河内地区・河内地区の計画的な整備を実施</li> <li>・土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、効率的に整備を実施</li> </ul>
2 合併処理浄化槽の 整備推進 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するための取組を推進する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置費補助制度を継続して実施</li> <li>・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施</li> </ul>
3 合併処理浄化槽への 転換を促す周知啓発 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促す啓発活動に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発の実施</li> <li>・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施</li> </ul>

イ 【基本施策1－2】生活排水処理施設への接続促進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
生活排水処理率	(%)	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
4 公共下水道への 接続促進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する公共下水道への接続促進に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道のメリットを理解してもらえる効果的な接続促進を継続して実施</li> <li>・公共下水道へ接続せず、長期間、浄化槽を使用している世帯に対する集中的な訪問指導の実施</li> <li>・関係課との連携強化のほか、ハウスメーカーや指定工事店との協力体制による接続促進策の実施</li> <li>・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知</li> </ul>
5 農業集落排水処理施設 への接続促進 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する農業集落排水処理施設への接続促進に取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未接続世帯を対象として、啓発文書を配布するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施</li> <li>・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知</li> </ul>

ウ 【基本施策1-3】生活排水処理施設の適正管理

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
法第11条検査 受検率	(%)	47.7	60.2	62.7	66.0	69.2	73.1	67.7

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
6 施設の統廃合等の 検討 【新規】	<p>【取組方針】</p> <p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討するとともに、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理コストの縮減を効果的・効率的に推進していくため、施設の機能保全や統廃合に向けた最適化計画の策定</li> <li>・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</li> </ul>
7 合併処理浄化槽の 適切な検査受検の 指導の充実 【拡充・重点】	<p>【取組方針】</p> <p>◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう取り組む。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付</li> <li>・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施</li> <li>・適正管理に向けた浄化槽台帳の整備</li> </ul>

(2) ≪基本方針2≫し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

ア 【基本施策2-1】 接続的に安定した収集運搬の実施

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
し尿収集運搬 体制の調整	(-)	-	-	-	-	全市域 業務委託	-	-

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
8 し尿収集運搬体制を 統一 【継続】	<b>【取組方針】</b> ◆し尿の効果的で効率的な収集運搬を実施する。 <b>【取組内容】</b> ・全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬を実施

イ 【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
一体処理 の推進	し尿処理施設数	1	1	1	1	1	1	0
	一体処理施設数	0	0	0	0	0	0	1

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
9 水再生センターに おける一体処理の推進 【新規】	<b>【取組方針】</b> ◆水再生センターにおいて、生活排水汚泥等を一体的に処理できるように、施設の整備に取り組む。 <b>【取組内容】</b> ・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事の実施（令和2年12月末まで） ・水再生センターにおける一体処理の開始

ウ 【基本施策2-3】安定した最終処分の推進

○ 取組指標

		H26年度 基準値	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 見込	R2年度 目標値
沈砂・汚泥焼却灰等埋立量	(t/年)	124.5	173.6	177.2	173.4	151.3	130.0	72.2

○ 取組内容

施策事業	取組方針・内容
10 安定した最終処分の実施 【継続】	<p>【取組方針】</p> <p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等について、安定した最終処分を適正に実施する。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分（令和2年11月末までの予定）</li> <li>・エコパーク板戸の埋立完了後、エコパーク下横倉において埋立処分を開始</li> </ul>

#### 4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

##### (1) 収集運搬体制

快適な生活環境を確保するため、安全・確実に収集運搬を下表のとおり実施する。

##### ア 収集運搬量（令和2年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	収集運搬量
し 尿	16.7
浄化槽汚泥	98.3
合 計	115.0

##### イ 収集運搬体制

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	委託	市内全域	原則として 月1回	戸別収集
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

##### (2) 中間処理体制

##### ア 処理施設の処理量（令和2年度計画値）

（単位：kl/日）

区 分	処 理 量
し 尿	16.7
浄化槽汚泥	98.3
合 計	115.0

##### イ 処理施設の概要

名 称	東横田清掃工場	
所 在 地	宇都宮市東横田町136番地	
施 設 名	低希釈二段活性汚泥処理施設	汚泥乾燥焼却施設
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式	気流乾燥+ロータリーキルン
処 理 能 力	185kl/日	30t/7h

##### ウ 中間処理施設の維持管理

引き続き安定したし尿・浄化槽汚泥等の処理が行えるよう計画的な整備・修繕工事等を行い、適正な維持管理を実施する。

##### (3) 最終処分体制

中間処理後の汚泥焼却残渣などは、エコパーク板戸において埋立処分する。  
最終処分量の見込は、72t/年である。